

政令第二百七十二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成三十一年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

別表中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号を第三十八号とし、第四十号を第三十九号とし、第四十一号を削り、第四十二号を第四十号とし、第四十三号を第四十一号とし、第四十四号を第四十二号とし、第四十四号の二を第四十三号とし、第四十五号を第四十四号とし、第四十七号を第四十六号とし、第四十七号の二を第四十七号とし、第六十四号を削り、第六十五号を第六十四号とし、第六十六号から第七十一号までを一号ずつ繰り上げ、第七十一号の二を第七十一号とし、第七十一号の三を第七十一号の二とし、第七十一号の四を第七十一号の三とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第七地区の項中「及び第三十五号から第三十七号まで」を「第三十五号及び第三十六号」に

改め、同表第八地区の項中「別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二まで」を「

別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号まで」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十四号の二

」を「別表第四十三号」に改め、同表第十地区の項中「第六十四号及び第七十一号」を「及び第七十号

」に改め、同表第十一地区の項中「別表第七十一号の二」を「別表第七十一号」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、尾鷲地区等についてその指定を解除する等の必要があるからである。